

関東高等学校体育連盟事務連絡規定

第1条 関東高等学校体育連盟事務局の輪番は次のとおりとする。

茨城・東京・栃木・群馬・山梨・埼玉・神奈川・千葉

第2条 引き継ぎは4月10日までにを行うことを原則とする。

引継書類は次のとおりとする。

- 1) 関東高等学校体育連盟規約及びその他の規定
- 2) 役員名簿
- 3) 議事録
- 4) 庶務書類
- 5) 会計報告書
- 6) 第4条に規定した書類

第3条 都県高体連並びに専門部は、新役員名簿を原則として4月20日までに当番都県事務局に提出し、同年度中に変更したときは、ただちに報告するものとする。

第4条 関東高等学校体育大会開催地高体連は、次の書類を関東高体連事務局に提出するものとする。

- 1) 大会実施要項
- 2) 大会報告書（様式1・2）
- 3) 大会収支決算書（様式3）
- 4) 大会プログラム
- 5) 次年度開催予定（様式4）

第5条 関東高体連会長の印鑑は、当番都県事務局において保管するものとする。